

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第四百十二号）新旧対照表

改正後

改正前

（法人税法施行令の一部改正）

第一条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編	省 略
第二編	内国法人の法人税
第一章	省 略
第二章	各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税
第一節	総則
第一款	省 略
第二款	国際最低課税額（ <u>第一百五十五条の三十六―第一百五十五条の五十八</u> ）
第二節	省 略
第三章・第四章	省 略
第三編・第四編	省 略
附則	

（適格組織再編成における株式の保有関係等）

第四条の三 省 略

259 省 略

10 法第十二条第十二号の十四に規定する国内にある不動産その他の政令で定める資産は、国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権及び採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権とし、同条第十二号の十四に規定する工業所有権、著作権その他の政令で定める資産は、次に掲げる資産（当該資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つ

目次

第一編	同 上
第二編	同 上
第一章	同 上
第二章	同 上
第一節	同 上
第一款	同 上
第二款	国際最低課税額（ <u>第一百五十五条の三十六―第一百五十五条の五十七</u> ）
第二節	同 上
第三章・第四章	同 上
第三編・第四編	同 上
附則	

（適格組織再編成における株式の保有関係等）

第四条の三 同 上

259 同 上

10 法第十二条第十二号の十四に規定する国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債は、国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権及び採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権その他国内にある事業所に属する資産（外国法人の発行済株式等の総数の百分の二十五以上の数の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。）又は負債とし、同条第十二号の十四に規定する当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものは、外国法

て行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものに限る。）とする。

一 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

二 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

11 法第十二条第十二号の十四に規定する資産又は負債となるものとして政令で定めるものは、被現物出資法人である外国法人に国内不動産等、国内資産等又は無形資産等（それぞれ同号に規定する国内不動産等、国内資産等又は無形資産等をいう。以下この項において同じ。）の移転を行う現物出資のうちこれらの資産又は負債の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となる現物出資（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める要件に該当するもの（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める要件のいずれにも該当するもの）に限る。）とする。

一 当該現物出資が国内不動産等又は法第三十八条第一項第三号若しくは第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得を生ずべき国内資産等の移転を行うものである場合 当該国内不動産等又は当該国内資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する同項第一号に規定する内部取引（次号において「内部取引」という。）がないことが見込まれていること。

二 当該現物出資が無形資産等の移転を行うものである場合 当該無形資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する事実で法第三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）の規定により内部取引に含まれないものとされるものが生じないことが見込まれていること。

12 法第十二条第十二号の十四に規定する国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものは、内国法人が外国法人に同号に規定する内国法人国外資産等（現金、預金、貯金、棚卸資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）及び有価証券を除く。）でその現物出資の日以前一年以内に法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する内部取引その他これに準ずるものにより法第十二条第十二号の十四に規定する内国法人国外資産等となつたものの移転を行う現物出資とする。

人に同号に規定する国内資産等の移転を行う現物出資のうち当該国内資産等の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資（当該国内資産等に法第三十八条第一項第三号又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産が含まれている場合には、当該資産につき当該移転後に当該恒久的施設による譲渡に相当する同項第一号に規定する内部取引がないことが見込まれているものに限る。）とする。

11 法第十二条第十二号の十四に規定する国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債は、国外にある事業所に属する資産（国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権及び採石法の規定による採石権を除く。）又は負債とし、同号に規定する当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものは、外国法人が他の外国法人に同号に規定する国外資産等の移転を行う現物出資のうち当該国外資産等の全部又は一部が当該移転により当該他の外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資とする。

12 法第十二条第十二号の十四に規定する国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものは、内国法人が外国法人に同号に規定する国外資産等（現金、預金、貯金、棚卸資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）及び有価証券以外の資産でその現物出資の日以前一年以内に法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する内部取引その他これに準ずるものにより法第十二条第十二号の十四に規定する国外資産等となつたものに限る。以下この項において「特定国外資産等」という。）の移転を行う現物出資（当該特定国外資産等の全部が

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一・二 省 略

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イゝチ 省 略

リ 広域的運営推進機関が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号

）第二十八条の四十第一項第五号の三（業務）に掲げる業務として

行う金銭貸付業

四ゝ九 省 略

十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの

の以外のもの

イゝ二 省 略

ホ 国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの

（法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを

含む。）であることその他の財務省令で定める要件に該当するもの

に限る。）

(1) 国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の

医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八

条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合

(2) 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公

務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済

事業団

(3) 社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構

(4) 国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省

令で定める要件に該当する公益社団法人

十一ゝ二十八 省 略

二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号に

当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資を除く。）とする。

(収益事業の範囲)

第五条 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イゝチ 同 上

四ゝ九 同 上

十 同 上

イゝ二 同 上

十一ゝ二十八 同 上

二十九 同 上

において同じ。)のうち次に掲げるものの以外のも
イ、ワ 省 略

カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成
四年法律第八十六号)第十四条第一項(指定等)の規定による指定
を受けたものが、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条
第四項(定義)に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項(定義
)に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律
第七十八条第一項(訪問看護療養費)に規定する指定訪問看護又は
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項(訪問看
療療養費)に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業

ヨ 省 略

三十、三十四 省 略

2 省 略

(減価償却資産の範囲)

第十三条 法第二条第二十三号(定義)に規定する政令で定める資産は、
棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事
業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないも
のを除く。)とする。

一、七 省 略

八 次に掲げる無形固定資産

イ、フ 省 略

ワ 漁港水面施設運営権

カ、タ 省 略

レ 電気ガス供給施設利用権(電気事業法第二条第一項第八号(定義
)に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同
項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定す
る発電事業又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条
第五項(定義)に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気
又はガスの供給施設(同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用
に供するものを除く。)を設けるために要する費用を負担し、その
施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。)

イ、ワ 同 上

カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成
四年法律第八十六号)第十四条第一項(指定等)の規定による指定
を受けたものが、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条
第四項(定義)に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項(定義
)に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和五十七年法律第八十号)第七十八条第一項(訪問看護療養費
)に規定する指定訪問看護又は健康保険法(大正十一年法律第七十
号)第八十八条第一項(訪問看護療養費)に規定する訪問看護の研
修に付随して行う医療保健業

ヨ 同 上

三十、三十四 同 上

2 同 上

(減価償却資産の範囲)

第十三条 同 上

一、七 同 上

八 同 上

イ、フ 同 上

ワ、ヨ 同 上

タ 電気ガス供給施設利用権(電気事業法(昭和三十九年法律第七
十号)第二条第一項第八号(定義)に規定する一般送配電事業、同
項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事
業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法(昭和
二十九年法律第五十一号)第二条第五項(定義)に規定する一般ガ
ス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設(同条第七項
に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。)を設ける
ために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供

ソ、ネ 省 略
九 省 略

第二章 法人課税信託

第十四条の六 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第二条第二十九号の二イ又はハ（定義）に掲げる信託に限る。以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（特定法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなす。

2 12 省 略

（再生計画認可の決定に準ずる事実等）

第二十四条の二 省 略

2 3 省 略

4 法第二十五条第三項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 省 略

二 法第六十一条第三項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等

三 五 省 略

5 6 省 略

（資本的支出の取得価額の特例）

第五十五条 省 略

2 3 省 略

4 第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるの

給を受ける権利をいう。）

レ、ツ 同 上
九 同 上

第二章 法人課税信託

第十四条の六 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。）が法人課税信託（法第二条第二十九号の二イ又はハ（定義）に掲げる信託に限る。以下この項において「特定法人課税信託」という。）である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託（法人課税信託を除く。）は、特定法人課税信託とみなす。

2 12 同 上

（再生計画認可の決定に準ずる事実等）

第二十四条の二 同 上

2 3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等

三 五 同 上

5 6 同 上

（資本的支出の取得価額の特例）

第五十五条 同 上

2 3 同 上

は、「種類」とする。

5・6 省略

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）

第七十三条の二 公益社団法人又は公益財団法人の各事業年度において法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）の規定によりその収益事業に係る同項に規定する寄附金の額とみなされる金額（以下この項において「みなし寄附金額」という。）がある場合において、当該事業年度のその公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。）の実施のために必要な金額として財務省令で定める金額（当該金額が当該みなし寄附金額を超える場合には、当該みなし寄附金額に相当する金額。以下この項において「公益法人特別限度額」という。）が前条第一項第三号イに定める金額を超えるときは、当該事業年度の同号イに定める金額は、同号イの規定にかかわらず、当該公益法人特別限度額に相当する金額とする。

2・3 省略

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の額とみなされる金額に係る事業）

第七十七条の三 法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する公益に関する事業として政令で定める事業は、同項の公益社団法人又は公益財団法人が行う公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。）とする。

4・5 同上

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）

第七十三条の二 公益社団法人又は公益財団法人の各事業年度において法第三十七条第五項（寄附金の損金不算入）の規定によりその収益事業に係る同項に規定する寄附金の額とみなされる金額（以下この項において「みなし寄附金額」という。）がある場合において、当該事業年度のその公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。）の実施のために必要な金額として財務省令で定める金額（当該金額が当該みなし寄附金額を超える場合には、当該みなし寄附金額に相当する金額。以下この項において「公益法人特別限度額」という。）が前条第一項第三号イに定める金額を超えるときは、当該事業年度の同号イに定める金額は、同号イの規定にかかわらず、当該公益法人特別限度額に相当する金額とする。

2・3 同上

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の額とみなされる金額に係る事業）

第七十七条の三 法第三十七条第五項（寄附金の損金不算入）に規定する公益に関する事業として政令で定める事業は、同項の公益社団法人又は公益財団法人が行う公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。）とする。

（特定公益信託の要件等）

第七十七条の四 法第三十七条第六項（特定公益信託）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）であることとする。

一 当該公益信託の終了（信託の併合による終了を除く。次号において

同じ。)の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託(所得税法第二条第一項第十二号(定義)に規定する貸付信託をいう。)の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること。

2 法第三十七条第六項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣(当該公益信託が次項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第十一条(主務官庁の権限に属する事務の処理)その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項及び第四項において同じ。)の証明を受けたものとする。

3 法第三十七条第六項の規定により読み替えられた同条第四項(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める特

定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。

一 科学技術（自然科学に係るものに限る。）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給

二 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給

三 学校教育法第一条（定義）に規定する学校における教育に対する助成

四 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与

五 芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。

六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項（定義）に規定する文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。

七 開発途上にある海外の地域に対する経済協力（技術協力を含む。）に資する資金の贈与

八 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に対する助成金の支給

九 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る。）を行うこと。

十 国土の緑化事業の推進（助成金の支給に限る。）

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4 | 当該公益信託に係る主務大臣は、第二項の証明又は前項の認定をしようとするとき（当該証明がされた公益信託の第一項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含む。）は、財務大臣に協議しなければならない。

第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額

第七十八条の二 法第三十九条第一項第三号（第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等）に規定する政令で定める国税又は地方税は、次に掲げるものとする。

一 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の九まで又は第十二条の二第二項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。）

二 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の九まで又は第十二条の二第二項の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。次項第二号において同じ。）

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第三十三条、第三十五条から第四十条まで又は第四十一条第一項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付すべき地方税法第七十二条の七十七第二号（地方消費税に関する用語の意義）に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等（同法第七十二条の百第二項（貨物割の賦課徴収等）に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項（譲渡割の賦課徴収の特例等）に規定する譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税

5 | 法第三十七条第六項の規定により同条第一項（寄附金の損金算入限度額）の規定の適用を受けようとする内国法人は、確定申告書に同条第六項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の明細書及び当該特定公益信託の第二項の証明に係る書類の写しを添付しなければならぬ。

6 | 第二項又は第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号（法定受託事務）に規定する第一号法定受託事務とする。

第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額

第七十八条の二 同上

一 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。）

二 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。次項第二号において同じ。）

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第三十三条、第三十五条から第三十九条まで又は第四十一条第一項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付すべき地方税法第七十二条の七十七第二号（地方消費税に関する用語の意義）に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等（同法第七十二条の百第二項（貨物割の賦課徴収等）に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項（譲渡割の賦課徴収の特例等）に規定する譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算

をいう。次項第三号において同じ。）並びにこれらの滞納処分費
2 省 略

(国庫補助金等の範囲)

第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の
圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の
補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 四 省 略

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条
第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発
機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安
全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十
一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定す
る助成金をいう。第九号において同じ。）

六 八 省 略

九 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第
九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行
政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

十 省 略

(短期売買商品等の取得価額)

第一百八条の五 内国法人が法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡
損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等（第一百八条の十（
短期売買商品等の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等）を除
き、以下この目において「短期売買商品等」という。）の取得をした場
合には、その取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲
げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した短期売買商品等（法第六十一条第九項又は第六十一条の五
第三項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は
損金算入等）の規定の適用があるものを除く。）その購入の代価
（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条
第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該短
期売買商品等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の

税をいう。次項第三号において同じ。）並びにこれらの滞納処分費
2 同 上

(国庫補助金等の範囲)

第七十九条 同 上

一 四 同 上

五 七 同 上

八 同 上

(短期売買商品等の取得価額)

第一百八条の五 内国法人が法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡
損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等（以下この目におい
て「短期売買商品等」という。）の取得をした場合には、その取得価額
は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる短期売買商品等の
区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した短期売買商品等（法第六十一条第十項又は第六十一条の五
第三項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は
損金算入等）の規定の適用があるものを除く。）その購入の代価
（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条
第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該短
期売買商品等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の

額を加算した金額)

二・三 省 略

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)

第百十八条の六 省 略

2 前項各号の種類等は、暗号資産にあつては、次に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類とする。

一 法第六十一条第二項第一号イ(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する特定譲渡制限付暗号資産(次号において「特定譲渡制限付暗号資産」という。)に該当する暗号資産であつて同項第一号ロに規定する自己発行暗号資産(次号において「自己発行暗号資産」という。)に該当しないもの

二 特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産であつて自己発行暗号資産に該当するもの

三 法第六十一条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産

四 前三号に掲げる暗号資産以外の暗号資産

3 省 略

10 内国法人が、法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引の方法により、暗号資産の売付け又は買付けをし、その後当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その買付けに係る暗号資産のその買付けに係る対価の額とする。

(市場暗号資産等の範囲)

第百十八条の七 法第六十一条第二項第一号(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 三 省 略

2 法第六十一条第二項第一号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する暗号資産とする。

額を加算した金額)

二・三 同 上

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)

第百十八条の六 同 上

2 同 上

一 法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産

二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産

3 同 上

10 内国法人が、法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引の方法により、暗号資産の売付け又は買付けをし、その後当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その買付けに係る暗号資産のその買付けに係る対価の額とする。

(時価評価をする暗号資産の範囲)

第百十八条の七 法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 三 同 上

- 一 当該暗号資産につき、譲渡についての制限その他の財務省令で定める条件（次号において「特定条件」という。）が付されていること。
- 二 法第六十一条第二項の内国法人が、当該暗号資産につき、資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者が同条第二十二項に規定する認定資金決済事業者協会を通じて特定条件が付されていることを公表するための当該暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知をいう。）その他の財務省令で定める手続を行っていること。
- 3 法第六十一条第二項第一号ロに規定する政令で定めるものは、その発行の時から継続して次に掲げる要件のいずれかに該当する暗号資産とする。

一・二 省略

- 4 内国法人が法第六十一条第二項第一号ロに規定する自己発行暗号資産（次項において「自己発行暗号資産」という。）であつて同号ロに規定する政令で定めるものに該当する暗号資産を有する場合において、当該暗号資産が同号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産に該当する又は該当していたものであるときは、当該暗号資産は、同号ロに規定する特定自己発行暗号資産（第六項において「特定自己発行暗号資産」という。）に該当しないものとみなして、同条（第五項及び第七項から第九項までを除く。）の規定を適用する。

- 5 内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。次項において同じ。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において自己発行暗号資産に該当していたものが、その内国法人において自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人が、当該被合併法人又は分割法人が当該暗号資産を発行した時において当該暗号資産を発行し、かつ、その発行の時からその移転の時まで継続して当該暗号資産を有していたものとみなす。

- 6 内国法人が適格合併又は適格分割により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において特定自己発行暗号資産に該当していたものが、その

- 2 法第六十一条第二項に規定する発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものは、その発行の時から継続して次に掲げる要件のいずれかに該当する暗号資産とする。

一・二 同上

- 3 内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移

内国法人において特定自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人がその移転を受けた時において当該暗号資産を発行したものとみなす。

(短期売買商品等の時価評価金額)

第一百八条の八 法第六十一条第二項第一号（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、内国法人が事業年度終了の時において有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等ごとに、公表最終価格等（暗号資産以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの金額をいい、暗号資産にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの金額をいう。）にその短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

三 価格等公表者（暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者（その公表をする売買価格等に係る前条第一項第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。）をいう。次号において同じ。）によつて公表された当該事業年度終了の日における当該暗号資産の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、同日前の最終の売買の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格）

四 価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における暗号資産の最終の交換比率（公表された同日における最終の交換比率が

転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において特定自己発行暗号資産（法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当していたものが、その内国法人において特定自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人がその移転を受けた時において当該暗号資産を発行したものとみなす。

(短期売買商品等の時価評価金額)

第一百八条の八 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、内国法人が事業年度終了の時において有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、同項に規定する市場暗号資産（同項に規定する特定自己発行暗号資産を除く。以下この項において「時価評価暗号資産」という。）に限る。以下この項及び次条において同じ。）をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等ごとに、公表最終価格等（時価評価暗号資産以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの金額をいい、時価評価暗号資産にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの金額をいう。）にその短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額とする。

一・二 同上

三 価格等公表者（時価評価暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその時価評価暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者（その公表をする売買価格等に係る前条第一項第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。）をいう。次号において同じ。）によつて公表された当該事業年度終了の日における当該時価評価暗号資産の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、同日前の最終の売買の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格）

四 価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における時価評価暗号資産の最終の交換比率（公表された同日における最終の交

ない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の交換比率）に、その交換比率により交換される他の暗号資産に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した金額

2 内国法人は、法第六十一条第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額を計算する場合において、前項第一号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等）

第百十八条の九 第百十八条の六第四項から第六項まで（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の規定は、法第六十一条第二項第二号（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に掲げる特定譲渡制限付暗号資産（以下この条において「選定特定譲渡制限付暗号資産」という。）の評価の方法の選定の手続について準用する。この場合において、第百十八条の六第五項中「第一項各号」とあるのは、「法第六十一条第二項第二号イ及びロ」と読み替えるものとする。

2 内国法人が、法第六十一条第二項第一号に規定する特定譲渡制限付暗号資産（同号ロに規定する自己発行暗号資産を除く。以下この項において「特定譲渡制限付暗号資産」という。）の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、第百十八条の六第六項各号に掲げる取得を除く。）をした場合（第百十八条の六第五項各号に掲げる場合において、当該各号の短期売買商品等が特定譲渡制限付暗号資産であるときを含む。）には、これらの特定譲渡制限付暗号資産が法第六十一条第二項第一号に規定する市場暗号資産に該当しないときであつても、当該特定譲渡制限付暗号資産を選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとして、前項において準用する第百十八条の六第五項の規定を適用する。

3 第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、選定特定譲渡制限付暗号資産（前項の規定により選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。）の評価の方法の変更手続について準用する。この場合において、同条第一項中「次条第一項に規定する評価

換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の交換比率）に、その交換比率により交換される他の時価評価暗号資産に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した金額

2 内国法人は、法第六十一条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を計算する場合において、前項第一号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

の方法」とあるのは、「法第六十一条第二項第二号ロ（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に掲げる方法」と読み替えるものとする。

4 | 第二項の場合において、同項の特定譲渡制限付暗号資産が選定特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつたときは、第一項において準用する第百十八条の六第五項の規定により届け出た方法（前項において準用する第三十条第一項の規定によりその方法の変更の承認を受けた場合には、その変更後の方法）をもつて、法第六十一条第二項の規定によりその選定特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつた暗号資産について選定した評価の方法とする。

（短期売買商品等の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等）

第百十八条の十 省 略

2 | 内国法人が法第六十一条第四項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する法第六十一条第三項に規定する短期売買商品等（以下この条において「短期売買商品等」という。）の当該適格分割等の直前の帳簿価額は、当該短期売買商品等につき法第六十一条第四項の規定により同項に規定する評価益又は評価損に相当する金額を計算する場合の同条第三項の時価評価金額とする。

3 | 5 省 略

6 | 法第六十一条第三項に規定する期末帳簿価額は、法第二十五条第二項（資産の評価益）に規定する評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合にはその増額をした後の帳簿価額とし、法第三十三条第二項（資産の評価損）に規定する評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額した場合には同項に規定する差額に達するまでの金額の減額をした後の帳簿価額とし、同条第三項に規定する評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合にはその減額をした後の帳簿価額とする。

（暗号資産の区分変更等によるみなし譲渡）

第百十八条の十一 法第六十一条第六項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

（短期売買商品等の評価益又は評価損の翌事業年度における処理等）

第百十八条の九 同 上

2 | 内国法人が法第六十一条第四項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する短期売買商品等の当該適格分割等の直前の帳簿価額は、当該短期売買商品等につき同項の規定により同項に規定する評価益又は評価損に相当する金額を計算する場合の法第六十一条第三項の時価評価金額とする。

3 | 5 同 上

6 | 法第六十一条第三項に規定する期末帳簿価額は、法第二十五条第二項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合にはその増額をした後の帳簿価額とし、法第三十三条第二項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額した場合には同項に規定する差額に達するまでの金額の減額をした後の帳簿価額とし、同条第三項に規定する評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合にはその減額をした後の帳簿価額とする。

（暗号資産の区分変更によるみなし譲渡）

第百十八条の十

一 法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産が特定自己発行暗号資産（同条第二項第一号ロに規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しないこととなつたこと。

二 法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産について生じた次に掲げる事実（当該暗号資産がその事業年度開始の時から当該事実の生ずる直前の時（当該事実がハに掲げる事実である場合には、当該事業年度終了の時）までの期間内のいずれかの時において市場暗号資産（同条第二項第一号に規定する市場暗号資産をいう。第四号において同じ。）に該当するもの（次号において「二号暗号資産」という。）である場合に限るものとし、当該暗号資産が当該直前の時において特定自己発行暗号資産に該当するものである場合を除く。）

イ その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産（法第六十一条第二項第一号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなつたこと。

ロ その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと（当該暗号資産が当該開始の時からその該当しないこととなつた時までの期間内のいずれかの時において時価法選定特定譲渡制限付暗号資産（特定譲渡制限付暗号資産であつて法第六十一条第三項に規定する時価評価金額をもつてその事業年度終了の時における評価額とするものをいう。ハ及び第四号において同じ。）に該当するものであつた場合に限る。）。

ハ その暗号資産がその評価の方法の変更により時価法選定特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと。

ニ その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと（ロに掲げる事実を除く。）。

三 法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産であつて二号暗号資産に該当しないものについて生じた次に掲げる事実（当該暗号資産が当該事実の生ずる直前の時において特定自己発行暗号資産に該当するものである場合を除く。）

イ その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなつたこと。

ロ その暗号資産が特定譲渡制限付暗号資産に該当しないこととなつたこと。

四 法第六十一条第六項の内国法人の有する暗号資産がその事業年度の

期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当しないこととなつたこと（当該暗号資産が当該事業年度終了の時において市場暗号資産、特定譲渡制限付暗号資産（当該期間内のいずれかの時において時価法選定特定譲渡制限付暗号資産に該当していたものを除く。）若しくは特定自己発行暗号資産に該当するものである場合、当該暗号資産に当該期間内のいずれかの時において第二号（ハに係る部分を除く。）に掲げる事実が生じ、その生じた時（当該期間内にこれらの事実が二以上生じた場合には、その生じた時のうち最も遅い時）において当該暗号資産が市場暗号資産に該当しないものであつた場合又は当該暗号資産に当該期間内のいずれかの時において同号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた場合を除く。）。

2| 内国法人が前項第一号、第二号（ニに係る部分に限る。）又は第三号

に掲げる事実が生じた暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合には、その事実が生じた時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3| 内国法人が第一項第二号（イからハまでに係る部分に限る。）又は第

四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合には、その事実が生じた時（同項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた時の属する事業年度終了の時）において、その有する暗号資産（直近売買価格等公表日の翌日から当該事業年度終了の日までの間に当該暗号資産（同号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するものに限る。）と種類及び区分（第一百八条の六第二項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の暗号資産の区分をいう。次項において同じ。）を同じくする暗号資産の取得（適格合併による被合併法人からの引継ぎを含むものとし、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配で残余財産の全部の分配に該当しないものによる分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得及び同条第六項各号に掲げる取得を除く。以下この項及び次項において同じ。）をして

いた場合には、その取得をした数量に相当するものを除く。以下この項

内国法人が事業年度終了の時において市場暗号資産（法

第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する市場暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しない暗号資産（当該事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当していたものに限るものとし、同条第二項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものを除く。）を自己の計算において有する場合には、当該事業年度終了の時において、その有する暗号資産（直近売買価格等公表日の翌日から当該事業年度終了の日までの間に当該暗号資産と種類及び区分（第一百八条の六第二項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の暗号資産の区分をいう。次項において同じ。）を同じくする暗号資産の取得（適格合併による被合併法人からの引継ぎを含むものとし、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配で残余財産の全部の分配に該当しないものによる分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得及び同条第六項各号に掲げる取得を除く。以下この項及び次項において同じ。）をして

及び次項において「期末保有暗号資産等」という。）を次に掲げるいずれかの金額に期末保有暗号資産等の数量を乗じて計算した金額により譲渡し、かつ、当該期末保有暗号資産等をその金額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

一 価格等公表者（第一百八条の八第一項第三号（短期売買商品等の時価評価金額）に規定する価格等公表者をいう。次号及び第五項において同じ。）によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産等の最終の売買の価格

二 価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産等の最終の交換比率（第一百八条の七第一項第一号（市場暗号資産等の範囲）に規定する交換比率をいう。以下この号において同じ。）に、その交換比率により交換される他の暗号資産の価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における最終の売買の価格を乗じて計算した金額

4| 内国法人が期末保有暗号資産等であつて第一項第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの（第一百八条の六第一項第一号に掲げる移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。）について前項の規定を適用する場合において、直近売買価格等公表日の翌日から同項の事業年度終了の日までの間に当該期末保有暗号資産等と種類及び区分を同じくする暗号資産の取得をしていたときは、当該期末保有暗号資産等の同項の譲渡に係る原価の額は、直近売買価格等公表日における一単位当たりの帳簿価額に当該期末保有暗号資産等の数量を乗じて計算した金額とする。

5| 前二項に規定する直近売買価格等公表日とは、価格等公表者によつてその日における第三項の暗号資産の最終の売買価格等（第一百八条の七第一項第一号に規定する売買価格等をいう。）が公表された日で次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める日という。

一 第一項第二号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの その事実が生じた日前の日のうち当該事実が生じた日に最も近い日

二 第一項第二号（ハに係る部分に限る。）又は第四号に掲げる事実が生じた暗号資産に該当するもの 第三項の事業年度終了の日前の日の

いた場合には、その取得をした数量に相当するものを除く。以下この項及び次項において「期末保有暗号資産」という。）を次に掲げるいずれかの金額に期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額により譲渡し、かつ、当該期末保有暗号資産をその金額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

一 価格等公表者（第一百八条の八第一項第三号（短期売買商品等の時価評価金額）に規定する価格等公表者をいう。次号及び第三項において同じ。）によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産の最終の売買の価格

二 価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産の最終の交換比率（第一百八条の七第一項第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）に規定する交換比率をいう。以下この号において同じ。）に、その交換比率により交換される他の暗号資産の価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における最終の売買の価格を乗じて計算した金額

2| 内国法人が期末保有暗号資産（第一百八条の六第一項第一号に掲げる移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。）について前項の規定を適用する場合において、直近売買価格等公表日の翌日から同項の事業年度終了の日までの間に当該期末保有暗号資産と種類及び区分を同じくする暗号資産の取得をしていたときは、当該期末保有暗号資産の同項の譲渡に係る原価の額は、直近売買価格等公表日における一単位当たりの帳簿価額に当該期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額とする。

3| 前二項に規定する直近売買価格等公表日とは、価格等公表者によつてその日における第一項の暗号資産の最終の売買価格等（第一百八条の七第一項第一号に規定する売買価格等をいう。）が公表された日で第一項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日という。

うち当該終了の日に最も近い日

（未決済暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理等）

第百十八条の十二 内国法人が法第六十一条第七項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 内国法人が適格合併又は適格分割等（法第六十一条第八項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により同条第七項に規定する暗号資産信用取引（以下この項において「暗号資産信用取引」という。）に係る契約の移転を受けたときは、当該適格合併に係る被合併法人の法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度において当該移転を受けた暗号資産信用取引に係る契約につき法第六十一条第七項又は第八項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併又は適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）

第百十九条の三 省 略

（特定自己発行暗号資産に該当しないこととなった場合のみなし譲渡）
第百十八条の十一 内国法人が特定自己発行暗号資産（法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この条において同じ。）に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

（未決済暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理等）

第百十八条の十二 内国法人が法第六十一条第八項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 内国法人が適格合併又は適格分割等（法第六十一条第九項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。）により同条第八項に規定する暗号資産信用取引（以下この項において「暗号資産信用取引」という。）に係る契約の移転を受けたときは、当該適格合併に係る被合併法人の法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度において当該移転を受けた暗号資産信用取引に係る契約につき法第六十一条第八項又は第九項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併又は適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）

第百十九条の三 同 上

2 5 10 省 略

11 前項の内国法人が、その受ける対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額並びに特定支配後増加利益剰余金額超過額（特定支配日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に同項に規定する他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が特定支配日以後であるものに限る。以下この項において「支配後配当等の額」という。）の合計額が特定支配後増加利益剰余金額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）を超える部分の金額（当該支配後配当等の額のうち当該内国法人以外の者が受ける配当等の額がある場合には、当該超える部分の金額に当該支配後配当等の額のうち当該内国法人が受ける配当等の額の合計額が当該支配後配当等の額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に相当する金額から当該内国法人が当該対象配当等の額を受ける前に当該他の法人から受けた配当等の額のうち前項の規定の適用に係る金額を控除した金額をいう。）及びその計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合には、同項の規定による当該他の法人の株式等の当該対象配当等の額に係る基準時における移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額の計算上当該株式等の当該基準時の直前における帳簿価額から減算する金額は、同項の規定にかかわらず、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額（同項の規定の適用に係るものを除く。）の合計額のうち当該特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額（益金不算入規定により益金の額に算入されない金額に限る。）とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額からハに掲げる金額を減算した金額

イ 前項第二号イに掲げる金額

ロ 特定支配日から当該対象配当等の額に係る決議日等の属する当該他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受けた配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が当該特定支配日以後であるものに限る。）に対応して減少し

2 5 10 同 上

11 前項の内国法人が、その受ける対象配当等の額（特定支配日の属する事業年度に受けるものを除く。）に係る基準時の属する事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額並びに特定支配後増加利益剰余金額超過額（特定支配日から当該対象配当等の額を受ける時までの間に同項に規定する他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が特定支配日以後であるものに限る。以下この項において「支配後配当等の額」という。）の合計額が特定支配後増加利益剰余金額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額から第三号に掲げる金額を減算した金額をいう。）を超える部分の金額（当該支配後配当等の額のうち当該内国法人以外の者が受ける配当等の額がある場合には、当該超える部分の金額に当該支配後配当等の額のうち当該内国法人が受ける配当等の額の合計額が当該支配後配当等の額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に相当する金額から当該内国法人が当該対象配当等の額を受ける前に当該他の法人から受けた配当等の額のうち前項の規定の適用に係る金額を控除した金額をいう。）及びその計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合には、同項の規定による当該他の法人の株式等の当該対象配当等の額に係る基準時における移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額の計算上当該株式等の当該基準時の直前における帳簿価額から減算する金額は、同項の規定にかかわらず、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額（同項の規定の適用に係るものを除く。）の合計額のうち当該特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額（益金不算入規定により益金の額に算入されない金額に限る。）とする。

一 前項第二号イに掲げる金額

二 特定支配日から当該対象配当等の額に係る決議日等の属する当該他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受けた配当等の額（当該配当等の額に係る基準時が当該特定支配日以後であるものに限る。）に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額

三 前項第二号ハに掲げる金額

た当該他の法人の利益剰余金の額の合計額
ハ 前項第二号ハに掲げる金額

二 当該対象配当等の額を受ける日の属する当該他の法人の事業年度（以下この号において「対象事業年度」という。）の期間内に特定支配日がある場合（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合（当該対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合にあつては、利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合に準ずる場合として財務省令で定める場合。第十四項及び第十五項において同じ。）に限る。） イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該対象事業年度の前事業年度（当該対象事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時。ロにおいて同じ。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額と当該対象事業年度開始の日から当該直前の時までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

ロ 当該特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額と当該対象事業年度開始の日から当該前日までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額とを合計した金額

14 12
・
13 省 略

第十項に規定する他の法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合（対象配当等の額に係る基準時（第十二項第三号に規定する基準時をいう。以下この項及び第十六項において同じ。）以前十年以内に当該他の法人との間に当該他の法人による特定支配関係があつた関係法人（第十項の内国法人との間に特定支配関係がある法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全てがその設立の時から当該基準時（当該基準時に当該他の法人との間に当該他の法人による特定支配関係を有しなくなつた関係法人にあつては、最後に当該特定支配関係を有しなくなつた

14 12
・
13 同 上
上 上

時の直前）まで継続して当該他の法人との間に当該他の法人による特定支配関係がある関係法人（以下この項において「継続関係法人」という。）である場合（当該他の法人又は継続関係法人を合併法人又は分割承継法人とする合併又は分割型分割で、継続関係法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除く。）を除く。）には、第十項の内国法人が当該他の法人から受ける配当等の額に係る同項及び第十一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割（特定支配日と対象配当等の額を受ける日の十年前の日とのうちいずれか遅い日以後に行われたものに限る。）に係る合併法人又は分割承継法人 当該関係法人の設立の時から当該内国法人が当該関係法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日までの期間を通じて内国株主割合（その関係法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める普通法人（外国法人を除く。）若しくは協同組合等又は所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が有するその関係法人の株式又は出資の数又は金額の割合をいう。以下この号及び次号において同じ。）が百分の九十以上である場合（当該関係法人が普通法人であり、かつ、外国法人でない場合に限るものとし、当該期間を通じて当該内国株主割合が百分の九十以上であることを証する書類を当該内国法人が保存していない場合を除く。）若しくは同日から当該対象配当等の額を受ける日までの期間が十年を超える場合又は当該内国法人と当該関係法人との間に当該関係法人の設立の時から当該合併若しくは分割型分割の直前の時（以下この号において「直前時」という。）まで継続して当該内国法人による特定支配関係があり、かつ、当該直前時以前十年以内に当該関係法人との間に当該関係法人による特定支配関係があつた他の関係法人の全てがその設立の時から当該直前時（当該直前時以前に当該特定支配関係を有しなくなつた他の関係法人にあつては、最後に当該特定支配関係を有しなくなつた時の直前）まで継続して当該関係法人との間に当該関係法人による特定支配関係がある他の関係法人（以下この号において「継続関係子法人」という。）である場合（当該関係法人又は継続関係子法人を合併法人又は分割承継法人とする合併又は

一
同
上

分割型分割で、継続関係子法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、次に定めるところによる。

イ 省 略

ロ 当該関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割が当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等（第十二項第一号に規定する決議日等をいう。次号ロ及び次項において同じ。）の属する事業年度開始の日前（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前まで）に行われたものである場合には、当該内国法人が当該関係法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日前に最後に終了した当該関係法人の事業年度（同日の属する事業年度が当該関係法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（(1)に掲げる場合に該当する場合には(1)に定める金額を減算した金額とし、(2)に掲げる場合に該当する場合には(2)に定める金額を加算した金額とする。ロにおいて「関係法人支配関係発生日利益剰余金額」という。）のうち当該合併により当該関係法人から当該他の法人に引き継がれた利益剰余金の額に達するまでの金額（当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額に達するまでの金額に当該分割型分割により当該関係法人から当該他の法人に引き継がれた利益剰余金の額が当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額のうち占める割合を乗じて計算した金額）を、第十項第二号ハ又は第十項第二号ロに掲げる金額に加算する。

(1)・(2) 省 略

ハ イ及び次号イの規定を適用しないものとしたならば第十項第一号又は第三号に掲げる要件に該当する場合には、ロ及び次号ロの規定を適用しない場合の同項第二号ハ又は第十項第二号ロに掲げる金額は零とし、当該関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割の日を同項の特定支配日とみなす。

二 関係法人から配当等の額を受けた法人（特定支配日、当該内国法人が当該関係法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日

イ 同 上

ロ 当該関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割が当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等（第十二項第一号に規定する決議日等をいう。次号ロ及び次項において同じ。）の属する事業年度開始の日前（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前まで）に行われたものである場合には、当該内国法人が当該関係法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日前に最後に終了した当該関係法人の事業年度（同日の属する事業年度が当該関係法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（(1)に掲げる場合に該当する場合には(1)に定める金額を減算した金額とし、(2)に掲げる場合に該当する場合には(2)に定める金額を加算した金額とする。ロにおいて「関係法人支配関係発生日利益剰余金額」という。）のうち当該合併により当該関係法人から当該他の法人に引き継がれた利益剰余金の額に達するまでの金額（当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額に達するまでの金額に当該分割型分割により当該関係法人から当該他の法人に引き継がれた利益剰余金の額が当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額のうち占める割合を乗じて計算した金額）を、第十項第二号ハに掲げる金額に加算する。

(1)・(2) 同 上

ハ イ及び次号イの規定を適用しないものとしたならば第十項第一号又は第三号に掲げる要件に該当する場合には、ロ及び次号ロの規定を適用しない場合の同項第二号ハに掲げる金額は零とし、当該関係法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割の日を第十項の特定支配日とみなす。

二 同 上

又は対象配当等の額を受ける日の十年前の日のうち最も遅い日以後に当該配当等の額（当該配当等の額及び当該法人が当該配当等の額を受けた日の属する事業年度において当該関係法人から受けた他の配当等の額の合計額が二千万円を超え、かつ、当該合計額がこれらの配当等の額に係る各基準時の直前において当該法人が有する当該関係法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいものの百分の十に相当する金額を超える場合における配当等の額に限る。以下この号において「関係法人配当等の額」という。）を受けたもので、当該法人の当該関係法人配当等の額を受けた日の属する事業年度の前事業年度（同日の属する事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める当該各基準時の直前において当該法人が有する当該関係法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいものの割合が百分の五十を超えるものに限る。） 当該関係法人及び当該関係法人が発行済株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する他の関係法人（以下この号において「他の関係法人」という。）の全てがその設立の時から当該内国法人との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日までの期間を通じて内国株主割合が百分の九十以上である場合（当該関係法人又は他の関係法人が外国法人である場合及び当該期間を通じて当該内国株主割合が百分の九十以上であることを証する書類を当該内国法人が保存していない場合を除く。）若しくは同日から当該対象配当等の額を受ける日までの期間が十年を超える場合のいずれかに該当するもの（ロにおいて「除外要件該当法人」という。）である場合又は当該内国法人と当該関係法人との間に当該関係法人の設立の時から当該関係法人配当等の額に係る基準時まで継続して当該内国法人による特定支配関係があり、かつ、当該基準時以前十年以内に当該関係法人との間に当該関係法人による特定支配関係があつた他の関係法人の全てがその設立の時から当該基準時（当該基準時に当該特定支配関係を有しなくなつた他の関係法人にあつては、最後に当該特定支配関係を有しなくなつた時の直前）まで継続して当該関係法人との間に当該関係法人による特定支配関係がある他の関係法人（以下この号において「継続関係子法人」という。）である場合（当該関係法人又は継続関係子法人を合併法人又は分割承継法人とする合併又は分割

型分割で、継続関係子法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除く。）を除き、次に定めるところによる。

イ 省 略

ロ 当該他の法人が当該関係法人から特定支配日等（特定支配日と当該内国法人が当該関係法人又は他の関係法人（それぞれ除外要件該当法人を除く。）との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日のうち最も早い日とのうちいずれか遅い日をいう。ハにおいて同じ。）以後に配当等の額（当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等の属する事業年度開始の前（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前まで）に受けたものに限る。）を受けたことにより生じた収益の額の合計額を、第十項第二号ハ又は第十一項第二号ロに掲げる金額に加算する。

ハ イ及び前号イの規定を適用しないものとしたならば第十項第一号又は第三号に掲げる要件に該当する場合には、ロ及び前号ロの規定を適用しない場合の同項第二号ハ又は第十一項第二号ロに掲げる金額は零とし、当該他の法人が当該関係法人から特定支配日等以後最初に配当等の額を受けた日を同項の特定支配日とみなす。

15

第十項に規定する他の法人が関係法人を分割承継法人とする分割型分割（特定支配日と対象配当等の額を受ける日の十年前の日とのうちいずれか遅い日から当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等の属する事業年度開始の日の前日（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前）までの間に行われたものに限る。）に係る分割法人である場合（当該分割型分割により当該他の法人から当該関係法人に引き継がれた利益剰余金の額がある場合に限る。）における同項の内国法人が当該他の法人から受ける配当等の額に係る同項及び第十一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該分割型分割に係る前項第一号ロの規定により当該関係法人の第十項第二号ハ又は第十一項第二号ロに掲げる金額に加算される金額に相当する金額を当該他の法人のこれらの規定に掲げる金額から減算する。

イ 同 上

ロ 当該他の法人が当該関係法人から特定支配日等（特定支配日と当該内国法人が当該関係法人又は他の関係法人（それぞれ除外要件該当法人を除く。）との間に最後に特定支配関係を有することとなつた日のうち最も早い日とのうちいずれか遅い日をいう。ハにおいて同じ。）以後に配当等の額（当該他の法人の当該対象配当等の額に係る決議日等の属する事業年度開始の前（利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前まで）に受けたものに限る。）を受けたことにより生じた収益の額の合計額を、第十項第二号ハに掲げる金額に加算する。

ハ イ及び前号イの規定を適用しないものとしたならば第十項第一号又は第三号に掲げる要件に該当する場合には、ロ及び前号ロの規定を適用しない場合の同項第二号ハに掲げる金額は零とし、当該他の法人が当該関係法人から特定支配日等以後最初に配当等の額を受けた日を第十一項の特定支配日とみなす。

15

同 上

一 当該分割型分割に係る前項第一号ロの規定により当該関係法人の第十項第二号ハに掲げる金額に加算される金額に相当する金額を当該他の法人の同号ハに掲げる金額から減算する。

二 省 略
16
5 27 省 略

（合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算における原価の額）

第二百二十三条の二 法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する原価の額を計算する場合において、同項に規定する資産及び負債に棚卸資産（第二十八条第一項第二号（棚卸資産の評価の方法）に規定する低価法を適用するものに限る。）、法第六十一条第三項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等、同条第七項に規定する暗号資産信用取引に係る契約、法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券、法第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引若しくは有価証券の引受けに係る契約、法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係る契約、法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用を受けた同項に規定する売買目的外有価証券又は法第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に規定する外貨建資産等が含まれていたときは、これらの資産及び負債の金額は、法第六十二条第二項に規定する最後事業年度終了の時の帳簿価額によるものとする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二百二十三条の八 省 略

2 法第六十二条の七第二項第一号に規定するその他の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 省 略

二 法第六十一条第三項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等

三 六 省 略

二 同 上
16
5 27 同 上

（合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算における原価の額）

第二百二十三条の二 法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する原価の額を計算する場合において、同項に規定する資産及び負債に棚卸資産（第二十八条第一項第二号（棚卸資産の評価の方法）に規定する低価法を適用するものに限る。）、法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等、同条第八項に規定する暗号資産信用取引に係る契約、法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券、法第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引若しくは有価証券の引受けに係る契約、法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係る契約、法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用を受けた同項に規定する売買目的外有価証券又は法第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に規定する外貨建資産等が含まれていたときは、これらの資産及び負債の金額は、法第六十二条第二項に規定する最後事業年度終了の時の帳簿価額によるものとする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二百二十三条の八 同 上

2 同 上

一 同 上

二 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等

三 六 同 上

3 12 省 略

(留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)

第百三十九条の十 省 略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法人税額 法第六十六条第一項、第二項及び第六項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定により計算した法人税の額に次に掲げる金額を加算した金額をいう。

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（当該事業年度又は同項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合に限る。）若しくは同条第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号（同法第四十二条の十二の五第三項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等（次号ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により当該法人税の額に加算する金額

ハ 省 略

二 税額控除額 イに掲げる規定により法人税の額から控除をされるべき金額並びにロ及びハに掲げる規定により法人税の額から控除する金額の合計額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第四十二条の十三第

3 12 同 上

(留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)

第百三十九条の十 同 上

2 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（当該事業年度又は同項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合に限る。）若しくは同条第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号（同法第四十二条の十二の五第二項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等（次号ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により当該法人税の額に加算する金額

ハ 同 上

二 同 上

一項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。）をいう。

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十三項（同条第七項又は第十三項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは同条第十八項において準用する同条第十三項（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の六第二項若しくは第三項（中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十一の二第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十一の三第二項（地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項（中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の五（同条第一項又は第二項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の六第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 省 略

（外国法人税の範囲）

第二百四十一条 省 略

2 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国法人税に含まれるものとする。

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十三項（同条第七項又は第十三項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは同条第十八項において準用する同条第十三項（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は同法第四十二条の六第二項若しくは第三項（中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九（沖繩の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十一の二第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十一の三第二項（地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項（中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の五（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の六第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 同 上

（外国法人税の範囲）

第二百四十一条 同 上

2 同 上

一 四 省 略

五 法第八十二条第三十一号（定義）に規定する自国内最低課税額に係る税

3 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国法人税に含まれないものとする。

一 三 省 略

四 外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税

五 第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税

六 省 略

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

第百四十五条の十五 省 略

2 省 略

3 法第六十九条第七項に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ 省 略

ハ 第十三条第八号イからネまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 省 略

（企業グループ等の範囲）

第百五十五条の四 法第八十二条第二号イ（定義）に規定する政令で定めるものは、国等（同号イに規定する国等をいう。以下この項において同じ。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等の資産を運用することを主たる目的とし、かつ、第百五十五条の十一第一項第二号から第四号まで（除外会社等の範囲）に掲げる要件を満たすものとする。

2 法第八十二条第二号イ(1)に規定する政令で定める会社等は、次に掲げるものとする。

一・二 省 略

一 四 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 同 上

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

第百四十五条の十五 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 第十三条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 同 上

（企業グループ等の範囲）

第百五十五条の四

法第八十二条第二号イ(1)（定義）に規定する政令で定める会社等は、次に掲げるものとする。

一・二 同 上

3| 省 略

(多国籍企業グループ等の範囲)

第百五十五条の五 法第八十二条第三号イ(定義)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる企業グループ等(同条第二号イに掲げる企業グループ等に限るものとし、当該企業グループ等に属する会社等の所在地国(同条第三号イに規定する所在地国をいう。)が二以上ある場合の当該企業グループ等を除く。以下この条において同じ。)とする。

一 省 略

二 特定収入等(法第八十二条の二十四項(国際最低課税額)に規定する特定収入等をいう。以下この号において同じ。)とその他の収入等(同項に規定するその他の収入等をいう。以下この号において同じ。)を有する会社等が属する企業グループ等のうち、当該会社等について、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなした場合に前号に掲げる企業グループ等に該当することとなるもの

(個別計算所得等の金額の計算)

第百五十五条の十八 法第八十二条第二十六号(定義)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる会社等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 省 略

二 共同支配会社等 共同支配会社等個別計算所得等の金額(共同支配会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額に加算調整額を加算した金額から減算調整額を減算した金額(第四項において「特例適用前個別計算所得等の金額」という。)をいい、次に掲げる規定において準用する規定の適用がある場合にはその適用後の金額とする。次条から第百五十五条の三十三までにおいて同じ。)

イ 省 略

ト 第百五十五条の二十四の二第六項(除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定

チ 省 略

2 前項第一号に規定する加算調整額とは、構成会社等に係る次に掲げる

2| 同 上

(多国籍企業グループ等の範囲)

第百五十五条の五 同 上

一 同 上

二 特定収入等(法第八十二条の第二十一項(国際最低課税額)に規定する特定収入等をいう。以下この号において同じ。)とその他の収入等(同項に規定するその他の収入等をいう。以下この号において同じ。)を有する会社等が属する企業グループ等のうち、当該会社等について、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなした場合に前号に掲げる企業グループ等に該当することとなるもの

(個別計算所得等の金額の計算)

第百五十五条の十八 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ト 同 上

2 同 上

金額の合計額をいう。

一〇十一 省 略

十二 適格給付付き税額控除額（国等（法第八十二条第十四号イに規定する国等をいう。以下この号において同じ。）から受ける給付付き税額控除（給付と税額控除を組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の額のうち、当該国等の租税に関する法令において当該給付付き税額控除を受ける要件を満たすこととなった日から起算して四年以内に現金又はこれに相当するものによる支払が行われる部分の金額をいう。次項第十一号において同じ。）又は適格適用者変更税額控除額（国又は地域の租税に関する法令において、税額控除を受けることができる者と他の者との間の取引に基づき、当該税額控除を受けることができる者がその税額控除を受けることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けることができないこととなることにより、当該適用を受けることができないこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けることが認められる税額控除の額として財務省令で定める金額をいう。同号において同じ。）で、当期純損益金額に係る収益の額としない金額

十三 省 略

3 第一項第一号に規定する減算調整額とは、構成会社等に係る次に掲げる金額の合計額をいう。

一〇十 省 略

十一 税額控除の額（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。）で、当期純損益金額に係る収益の額としている金額

4・5 省 略

（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第一百五十五条の二十四の二 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等の個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の

一〇十一 同 上

十二 適格給付付き税額控除額（国等（法第八十二条第十四号イに規定する国等をいう。以下この号及び次項第十一号において同じ。）から受ける給付付き税額控除（給付と税額控除を組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。以下この号及び同項第十一号において同じ。）の額のうち、当該国等の租税に関する法令において当該給付付き税額控除を受ける要件を満たすこととなった日から起算して四年以内に現金又はこれに相当するものによる支払が行われる部分の金額をいう。同号において同じ。）で、当期純損益金額に係る収益の額としない金額

十三 同 上

3 同 上

一〇十 同 上

十一 非適格給付付き税額控除額（国等から受ける給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額以外のものをいう。）で、当期純損益金額に係る収益の額としている金額

4・5 同 上

国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算における当該構成会社等有する所有持分に係る第百五十五条の十八第二項及び第三項（個別計算所得等の金額の計算）の規定の適用については、同条第二項第二号中「含む」とあるのは「含むものとし、当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。」と、同項第三号中「額で」とあるのは「額（構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同条第三項第三号中「金額で」とあるのは「金額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第四号中「額で」とあるのは「額（構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第五号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」と、同項第五号中「額で」とあるのは「額（当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち財務省令で定める金額を除く。）で」とする。

2

特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。）以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）における当該対象会計年度以後の各対象会計年度の前項の所有持分に係る構成会社等個別計算所得等

の金額の計算については、同項の規定は、適用しない。ただし、過去対象会計年度において同項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の十八第二項第二号又は第三号に規定する財務省令で定める金額として同項に規定する加算調整額から除かれた金額がある場合には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度の当該除かれた金額に係る所有持分に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、この限りでない。

3| 第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4| 第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5| 法第八十二条の第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の所在地を所在地とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第一項から第四項まで（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」と読み替えるものとする。

6| 法第八十二条の第五項の規定及び第一項から第四項までの規定は、共同支配会社等の共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、同条第五項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の二十四の二第六項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第一項から第四項まで」と、第一項中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の十八第二項及び第三項」とあるのは「第百五十五条の十八第四項」と、「計算」とあるのは「計算」において準用する同条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

（不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第百五十五条の二十五 構成会社等が第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）又は第百五十五条の

（不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第百五十五条の二十五 同上

四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）の規定の適用を受ける対象会計年度において、当該構成会社等に当該対象会計年度に係る会社等別利益額（当該構成会社等が無国籍構成会社等以外の構成会社等である場合には第百五十五条の四十一第二項第一号に規定する会社等別利益額をいい、当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合には第百五十五条の四十四第四項に規定する会社等別利益額をいう。第一号において同じ。）又は当該対象会計年度に係る会社等別損失額（当該構成会社等が無国籍構成会社等以外の構成会社等である場合には第百五十五条の四十一第二項第一号に規定する会社等別損失額をいい、当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合には第百五十五条の四十四第五項第二号に規定する会社等別損失額をいう。第二号において同じ。）がある場合には、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該対象会計年度に係る会社等別利益額がある場合 次に掲げる構成会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 無国籍構成会社等以外の構成会社等 当該会社等別利益額を特例適用前個別計算所得等の金額（第百五十五条の二十四第一項（資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の特例）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）から減算し、かつ、当該対象会計年度における第百五十五条の四十一第一項に規定する年度別利益配分額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を特例適用前個別計算所得等の金額に加算する。

(1)・(2) 省 略

ロ 省 略

二 省 略

2 前項の規定は、共同支配会社等の共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、同項中「第百五十五条の四十一第一項（」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十一第一項（」と、「第百五十五条の四十四第四項（」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計

一 同 上

イ 無国籍構成会社等以外の構成会社等 当該会社等別利益額を特例適用前個別計算所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）から減算し、かつ、当該対象会計年度における第百五十五条の四十一第一項に規定する年度別利益配分額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を特例適用前個別計算所得等の金額に加算する。

(1)・(2) 同 上

ロ 同 上

二 同 上

2 前項の規定は、共同支配会社等の共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、同項中「第百五十五条の四十一第一項（」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する第百五十五条の四十一第一項（」と、「第百五十五条の四十四第四項（」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計

算国際最低課税額)において準用する第百五十五条の四十四第四項(「と、」が無国籍構成会社等」とあるのは「が無国籍共同支配会社等」と、「場合には第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「場合には第百五十五条の四十八第二項において準用する第百五十五条の四十一第二項第一号」と、「場合には第百五十五条の四十四第四項」とあるのは「場合には第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第四項」と、「第百五十五条の四十四第五項第二号」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第五項第二号」と、同項第一号イ中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第百五十五条の二十四第一項」とあるのは「第百五十五条の十八第一項第二号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、第百五十五条の二十四第七項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項」と、「金額。」とあるのは「金額とする。」と、「おける」とあるのは「おける第百五十五条の四十八第二項において準用する」と、同号イ(2)中「係る」とあるのは「係る第百五十五条の四十八第二項において準用する」と、同号ロ中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「おける」とあるのは「おける第百五十五条の五十一第二項において準用する」と読み替えるものとする。

(配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)

第百五十五条の三十三 構成会社等(最終親会社等に限る。以下この項において同じ。)が当該構成会社等の所在地国の配当控除所得課税規定(課税標準の計算について、会社等が支払う利益の配当の額を当該会社等の所得の金額から控除することとしている租税に関する法令の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受ける場合における当該構成会社等の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額については、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額(第百五十五条の十九から第百五十五条の三十一まで(国際海運業所得等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)が零を超える場合には、当該特例適用前個別計算所得等の金額から次に掲げる要件のいずれかを満たす持分保有者(当

算国際最低課税額)において準用する第百五十五条の四十四第四項(「と、」が無国籍構成会社等」とあるのは「が無国籍共同支配会社等」と、「場合には第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「場合には第百五十五条の四十八第二項において準用する第百五十五条の四十一第二項第一号」と、「場合には第百五十五条の四十四第四項」とあるのは「場合には第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第四項」と、「第百五十五条の四十四第五項第二号」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項において準用する第百五十五条の四十四第五項第二号」と、同項第一号イ中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「前条第一項」とあるのは「第百五十五条の十八第一項第二号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、前条第七項において準用する同条第一項」と、「金額。」とあるのは「金額とする。」と、「おける」とあるのは「おける第百五十五条の四十八第二項において準用する」と、同号イ(2)中「係る」とあるのは「係る第百五十五条の四十八第二項において準用する」と、同号ロ中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「おける」とあるのは「おける第百五十五条の五十一第二項において準用する」と読み替えるものとする。

(配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)

第百五十五条の三十三 構成会社等(最終親会社等に限る。以下この項において同じ。)が当該構成会社等の所在地国の配当控除所得課税規定(課税標準の計算について、会社等が支払う利益の配当の額を当該会社等の所得の金額から控除することとしている租税に関する法令の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受ける場合における当該構成会社等の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額については、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額(第百五十五条の十九から第百五十五条の三十一まで(国際海運業所得等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)が零を超える場合には、当該特例適用前個別計算所得等の金額から次に掲げる要件のいずれかを満たす持分保有者(当

該構成会社等に対する所有持分を直接に有する者をいう。以下この項において同じ。）に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該構成会社等の所得の金額から控除されるものであつて、当該対象会計年度終了の日から一年以内に支払われるものに限る。）と第百五十五条の三十五第十項（調整後対象租税額の計算）に規定する財務省令で定める金額との合計額を控除する。

一 三 省 略

2・3 省 略

（調整後対象租税額の計算）

第百五十五条の三十五 省 略

2 前項第一号に規定する当期対象租税額は、同項の構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額から第三号に掲げる金額を減算した金額をいう。

一 省 略

二 次に掲げる金額の合計額

イ 省 略

ロ 過去対象会計年度における次号ハに掲げる金額のうち当該対象会計年度において支払われた金額（当該対象会計年度における前号及びイに掲げるものを除く。）

ハ 前号に掲げる金額のうち当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除額（第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）ハにおいて同じ。）に規定する適格給付付き税額控除額をいう。次号ロ及び第七項において同じ。）又は適格適用者変更税額控除額（同条第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ニ・ホ 省 略

三 次に掲げる金額の合計額

イ 第一号に掲げる金額のうち当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額（ロからホまでに掲げる金額を除く。）

該構成会社等に対する所有持分を直接に有する者をいう。以下この項において同じ。）に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該構成会社等の所得の金額から控除されるものであつて、当該対象会計年度終了の日から一年以内に支払われるものに限る。）と第百五十五条の三十五第九項（調整後対象租税額の計算）に規定する財務省令で定める金額との合計額を控除する。

一 三 同 上

2・3 同 上

（調整後対象租税額の計算）

第百五十五条の三十五 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 過去対象会計年度における次号ニに掲げる金額のうち当該対象会計年度において支払われた金額（当該対象会計年度における前号及びイに掲げるものを除く。）

ハ 前号に掲げる金額のうち当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除額（第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格給付付き税額控除額をいう。次号ハにおいて同じ。）

ニ・ホ 同 上

三 同 上

イ 第一号に掲げる金額のうち当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額（ロからヘまでに掲げる金額を除く。）

ロ 第一号に掲げる金額のうち当期法人税等の額の計算上減算されて

ロ 第一号に掲げる金額のうち、還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除くものとし、当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないものに限る。）のうち財務省令で定める金額

ハ 省 略

ニ 第一号に掲げる金額のうち当該対象会計年度終了の日から三年以内に支払われることが見込まれない金額（ハに掲げる金額を除く。）

ホ 第一号に掲げる金額のうち第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）（第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）又は第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）ホにおいて同じ。）の規定の適用を受ける場合における第百五十五条の四十一第二項第一号（第百五十五条の四十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する会社等別利益額又は第百五十五条の四十四第四項に規定する会社等別利益額に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額

3
6 省 略

7 構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合において、導管会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）に対する持分のうち当該持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外

いない第百五十五条の十八第三項第十一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する非適格給付付き税額控除額（国又は地域の法令において当該非適格給付付き税額控除額に係る税額控除を受ける要件を満たすこととなつた日が移行対象会計年度開始の日前であるものを除く。）

ハ 第一号に掲げる金額のうち、還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額（適格給付付き税額控除額を除くものとし、当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないものに限る。）

ニ 同 上

ホ 第一号に掲げる金額のうち当該対象会計年度終了の日から三年以内に支払われることが見込まれない金額（ニに掲げる金額を除く。）

ヘ 第一号に掲げる金額のうち第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）（第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）又は第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）ヘにおいて同じ。）の規定の適用を受ける場合における第百五十五条の四十一第二項第一号（第百五十五条の四十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する会社等別利益額又は第百五十五条の四十四第四項に規定する会社等別利益額に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額

3
6 同 上

の税額控除の額を除く。)が当該持分の取得に要した額を下回ることその他の財務省令で定める要件を満たすもの(第一号において「適格持分」という。)を有するときは、当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該適格持分を有することにより受ける収益の額のうち財務省令で定める金額(次号において「投資収益の額」という。)が当該取得に要した額以下である場合 当該適格持分を有することにより受ける税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額を当該調整後対象租税額に加算する。

二 投資収益の額が当該取得に要した額を超える場合(当該対象会計年度以前の各対象会計年度において前号の規定により加算された金額がある場合に限る。) その超える部分の金額として財務省令で定める金額(当該加算された金額(過去対象会計年度においてこの号の規定により減算された金額がある場合には、当該減算された金額を除く。)(に相当する金額を限度とする。)を当該調整後対象租税額から減算する。

8511 省 略

(帰属割合の計算等)

第百五十五条の三十七 省 略

2511 省 略

12 会社等が各対象会計年度において法第八十二条の第二十四項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する特定収入等のみを有する導管会社等と同項に規定するその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項から第六項まで及び第八項から前項までの規定を適用する。

(国別グループ純所得の金額から控除する金額)

第百五十五条の三十八 法第八十二条の第二項第一号イ(2)(i)(国際最低課税額)に規定する政令で定める金額は、同号の所在地国を所在地国とする構成会社等(最終親会社等以外の導管会社等を除く。以下この条において同じ。)の第一号に掲げる金額(次項から第四項までの規定の適

7510 同 上

(帰属割合の計算等)

第百五十五条の三十七 同 上

2511 同 上

12 会社等が各対象会計年度において法第八十二条の第二十一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する特定収入等のみを有する導管会社等と同項に規定するその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項から第六項まで及び第八項から前項までの規定を適用する。

(国別グループ純所得の金額から控除する金額)

第百五十五条の三十八 法第八十二条の第二項第一号イ(2)(i)(国際最低課税額)に規定する政令で定める金額は、同号の所在地国を所在地国とする構成会社等(最終親会社等以外の導管会社等を除く。以下この条において同じ。)の第一号に掲げる金額(次項及び第三項の規定の適用が

用がある場合には、その適用後の金額）の合計額とし、法第八十二条の第二項第一号イ(2)ii)に規定する政令で定める金額は、当該構成会社等の第二号に掲げる金額（次項から第四項までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額とする。

一・二 省 略

2・3 省 略

4 第一項の所在地国を所在地国とする構成会社等が第百五十五条の第三第一項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合には、当該構成会社等の各対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額（第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）に同条第一項の規定により控除される金額が同項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額のうちに占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額を、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額からそれぞれ控除する。

（構成会社等に係る国別実効税率の計算）

第百五十五条の三十九 法第八十二条の第二項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度前に開始した対象会計年度において国別調整後対象租税額（同号イ(3)i)に規定する国別調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。）から控除されたものを除く。）とする。

一 省 略

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第二項第三号に定める金額の計算につき同条第十二項の規定の適用を受けたものに限る。） 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（無国籍構成会社等実効税率の計算）

第百五十五条の四十三 法第八十二条の第二項第四号（国際最低課税額

ある場合には、その適用後の金額）の合計額とし、法第八十二条の第二項第一号イ(2)ii)に規定する政令で定める金額は、当該構成会社等の第二号に掲げる金額（次項及び第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額とする。

一・二 同 上

2・3 同 上

（構成会社等に係る国別実効税率の計算）

第百五十五条の三十九 同 上

一 同 上

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の第二項第三号に定める金額の計算につき同条第九項の規定の適用を受けたものに限る。） 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（無国籍構成会社等実効税率の計算）

第百五十五条の四十三 同 上

）に規定する当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額は、同号の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に依じ当該各号に定める金額の合計額（同項第四号の規定により同号の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において調整後対象租税額から控除されたものを除く。）とする。

一 省 略

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第六号に定める金額の計算につき同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。） 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（国別グループ純所得の金額から控除する金額）

第百五十五条の四十六 第百五十五条の三十八（国別グループ純所得の金額から控除する金額）の規定は、法第八十二条の二第四項第一号イ(2)(i)

及び(ii)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の三十八第一項中「同号の」とあるのは「同号に規定する共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除く。以下この条において同じ。）及び当該共同支配会社等の」と、「構成会社等（最終親会社等」とあるのは「他の共同支配会社等（共同支配親会社等」と、「当該構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同項第一号中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の十九第一項（国際海運業所得）」とあるのは「第百五十五条の十九第五項（国際海運業所得）において準用する同条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、同条第二項中「構成会社等が」とあるのは「同項の共同支配会社等又は同項の他の共同支配会社等が」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、同条第三項中「構成会社等が第百五十五条の三十二第一項」とあるのは「同項の共同支配会社等が第百五十五条の三十二第三項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項」と、

一 同 上

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第六号に定める金額の計算につき同条第九項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。） 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（国別グループ純所得の金額から控除する金額）

第百五十五条の四十六 第百五十五条の三十八（国別グループ純所得の金額から控除する金額）の規定は、法第八十二条の二第四項第一号イ(2)(i)

及び(ii)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の三十八第一項中「同号の」とあるのは「同号に規定する共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除く。以下この条において同じ。）及び当該共同支配会社等の」と、「構成会社等（最終親会社等」とあるのは「他の共同支配会社等（共同支配親会社等」と、「当該構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同項第一号中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の十九第一項（国際海運業所得）」とあるのは「第百五十五条の十九第五項（国際海運業所得）において準用する同条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、同条第二項中「構成会社等が」とあるのは「同項の共同支配会社等又は同項の他の共同支配会社等が」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と、同条第三項中「構成会社等が第百五十五条の三十二第一項」とあるのは「同項の共同支配会社等が第百五十五条の三十二第三項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項」と、

「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等」と、同条第四項中「構成会社等が第百五十五条の三十三第一項」とあるのは「同項の共同支配会社等が第百五十五条の三十三第二項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る国別実効税率の計算）

第百五十五条の四十七 法第八十二条の二第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において国別調整後対象租税額（同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。）から控除されたものを除く。）とする。

一 省 略

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第四項第三号に定める金額の計算につき同条第十三項において準用する同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。） 同条第十三項において準用する同条第十二項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（無国籍共同支配会社等実効税率の計算）

第百五十五条の五十 法第八十二条の二第四項第四号（国際最低課税額）に規定する当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額は、同号の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同項第四号の規定により同号の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において調整後対象租税額から控除されたものを除く。）とする。

一 省 略

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第四項第六号に定める金額の計算につき同条第十三項において準用する同条第十二項の規定の適用を受けた場合に

いて準用する同条第一項」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る国別実効税率の計算）

第百五十五条の四十七 同 上

一 同 上

二 国別グループ純所得の金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第四項第三号に定める金額の計算につき同条第十項において準用する同条第九項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。） 同条第十項において準用する同条第九項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（無国籍共同支配会社等実効税率の計算）

第百五十五条の五十 同 上

一 同 上

二 個別計算所得金額がない過去対象会計年度（当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の二第四項第六号に定める金額の計算につき同条第十項において準用する同条第九項の規定の適用を受けた場合に

おける当該過去対象会計年度に限る。） 同条第十三項において準用する同条第十二項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）

第一百五十五条の五十四 法第八十二条の二第六項第一号（国際最低課税額

）に規定する政令で定める自国内最低課税額に係る税に関する法令は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一 第一百五十五条の十六第一項及び第二項（当期純損益金額）の規定に相当する規定その他の財務省令で定める規定に基づき構成会社等及び共同支配会社等の当期純損益金額を計算することとされていること。

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 法第八十二条の二第六項の自国内最低課税額に係る税を課することとされている特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の所在地国等財務諸表（その作成に係る期間が当該特定多国籍企業グループ等の対象会計年度と同一であるものに限る。以下この号において同じ。）が作成されている場合には、当該所在地国等財務諸表に係る所在地国等財務会計基準に従つてこれらの構成会社等の当期純損益金額に相当する金額を計算することとされ、かつ、これらの構成会社等のうちいずれかの構成会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合には、前号に規定する財務省令で定める規定に基づき当該当期純損益金額を計算することとされていること。

ロ 法第八十二条の二第六項の自国内最低課税額に係る税を課することとされている特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の所在地国等財務諸表が作成されている場合には、これらの所在地国等財務諸表に係る所在地国等財務会計基準に従つて当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当期純損益金額に相当する金額を計算することとされ、かつ、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等のうちいずれかの共同支配会社等の所在地国等財務諸表が作成されていない場合には、前号に規定する財務省令で定める規定に基づきこれらの当期純損益金額を計算することとされていること。

2 | 前項第二号及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

る当該過去対象会計年度に限る。） 同条第十項において準用する同条第九項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

該各号に定めるところによる。

一 所在地国等財務会計基準 構成会社等又は共同支配会社等の所在地国（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合に於ては、その設立国。次号において同じ。）において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準をいう。

二 所在地国等財務諸表 構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係る所在地国等財務会計基準に従つて当該構成会社等又は共同支配会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類として財務省令で定めるものをいう。

3 法第八十二条の二第六項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、最終親会社等又は法第八十二条第十二号（定義）に規定する被部分保有親会社等が各対象会計年度開始の日からその終了の日までの期間において当該国又は地域を所在地国とする全ての構成会社等に係る持分の全てを有する場合にのみ自国内最低課税額に係る税を課することとされているものでないこと。

二 法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、特定多国籍企業グループ等に係る当該国又は地域を所在地国とする共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされているもの（当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等がある場合において、当該共同支配会社等に代えて、当該構成会社等に対して当該共同支配会社等の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税を課することとされているものを含む。）であること。

三 法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における個別計算所得等の金額の計算に関する規定に相当する規定が設けられているものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、法第八十二条の二第六項の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令が、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における同条第二項各号及び第四項各号に定める金額の計算に関する規定に相当する規定が設けられていない法

令として財務省令で定めるものでないこと。

（収入金額等に関する適用免除基準）

第百五十五条の五十五

法第八十二条の二第七項第一号（国際最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額を適用対象会計年度（同項の規定の適用を受けようとする対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）及び直前二対象会計年度（当該適用対象会計年度の直前の二対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）の数で除して計算した金額とする。

一・二 省略

2

法第八十二条の二第七項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用対象会計年度に係る所在地国所得等の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額（その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいう。以下この項において同じ。）と直前二対象会計年度に係る所在地国所得等の金額の合計額を当該適用対象会計年度及び当該直前二対象会計年度の数で除して計算した金額とする。

一・二 省略

3

特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（第一項第一号の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等（法第八十二条の二第八項に規定する連結除外構成会社等をいう。以下この条において同じ。）である場合に、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。））には、当該連結除外構成会社等に係る次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 第一項第一号の適用対象会計年度に係る同号に規定する収入金額

当該適用対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六

（適用免除基準）

第百五十五条の五十四

法第八十二条の二第六項第一号（国際最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額を適用対象会計年度（同項の規定の適用を受けようとする対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）及び直前二対象会計年度（当該適用対象会計年度の直前の二対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）の数で除して計算した金額とする。

一・二 同上

2

法第八十二条の二第六項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用対象会計年度に係る所在地国所得等の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額（その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいう。以下この項において同じ。）と直前二対象会計年度に係る所在地国所得等の金額の合計額を当該適用対象会計年度及び当該直前二対象会計年度の数で除して計算した金額とする。

一・二 同上

条の四の四第一項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する国別報告事項をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する事項として同法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「所轄税務署長等」という。）に提供された当該所在地国に係る収入金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限るものとし、その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該収入金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額とする。以下この項において「調整後収入金額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後収入金額以下この項において同じ。）

二 第一項第二号の直前二対象会計年度に係る収入金額 当該直前二対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額

三 前項第一号の各対象会計年度に係る個別計算所得金額 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零を超える場合におけるその超える部分の金額

四 前項第二号の各対象会計年度に係る個別計算損失金額 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零である場合 零

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る調整後収入金額が零を下回る場合 その下回る部分の金額

4 第一項第一号、第二項及び前項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 法第八十二条の二第八項第一号イに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

3 第一項第一号及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

一 法第八十二条の二第八項第一号イの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号イの対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額

二 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る法第八十二条の二第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後税額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後税額）

6 | 法第八十二条の二第八項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第八十二条の二第八項第一号ロの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号ロの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額

二 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る収入金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後収入金額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後収入金額）

7 | 前二項に規定する連結除外構成会社等は、法第八十二条の二第八項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等である場合に、当該連結除外構成会社等について前二項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）におけるその連結除外構成会社等に限る

ものとする。

- 8 | 連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合における第三項第一号に規定する調整後収入金額、第五項第二号に規定する調整後税額及び第六項第二号に規定する調整後収入金額は、当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とする。

9 | 省 略

(共同支配会社等に係る適用免除基準)

- 第百五十五条の五十六 前条第一項、第二項、第四項及び第九項の規定は、法第八十二条の第二十三項(国際最低課税額)において準用する同条第七項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と読み替えるものとする。

(財務省令への委任)

- 第百五十五条の五十七 省 略

(除外会社等に関する特例)

- 第百五十五条の五十八 省 略

2・3 省 略

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

- 第百八十三条 省 略

2 省 略

4 | 同 上

(共同支配会社等に係る適用免除基準)

- 第百五十五条の五十五 前条の規定は、法第八十二条の第二十項(国際最低課税額)において準用する同条第六項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「の所在地」とあるのは「及び当該共同支配会社等の所在地」と、「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項第一号中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、同条第二項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と読み替えるものとする。

(財務省令への委任)

- 第百五十五条の五十六 同 上

(除外会社等に関する特例)

- 第百五十五条の五十七 同 上

2・3 同 上

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

- 第百八十三条 同 上

2 同 上

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ・ロ 省略

ハ 第十三条第八号イからネまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 省略

（仮決算をした場合の中間申告）

第二百二条 法第百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る課税標準である法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第三号に掲げる法人税の額、同項に規定する期間に係る課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は法第百四十四条の四第二項に規定する期間に係る課税標準である法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、次に定めるところによる。

一 省略

二 法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節第一款から第三款の二まで（第二十三条第一項（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）、第七十三条の二第二項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）、第百十二条第一項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）、第百十九条第一項（有価証券の取得価額）、第百二十八条第一項（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）及び第百三十一条第二項（適格合併等が行われた場合における工事進行基準の適用）を除く。）及び第四款（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定（第百三十一条の二第三項（リース取引の範囲）の規定を除く。）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「損金経理に」とあるのは「決算において費用又は損失として経理すること」と、「損金経理を」とあるのは「決

3 同上

一 同上

イ・ロ 同上

ハ 第十三条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 同上

（仮決算をした場合の中間申告）

第二百二条 同上

一 同上

二 法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節第一款から第三款の二まで（第二十三条第一項（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）、第七十三条の二第二項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）、第七十七条の四第五項（特定公益信託の要件等）、第百十二条第一項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）、第百十九条第一項（有価証券の取得価額）、第百二十八条第一項（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）及び第百三十一条第二項（適格合併等が行われた場合における工事進行基準の適用）を除く。）及び第四款（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定（第百三十一条の二第三項（リース取引の範囲）の規定を除く。）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「損金経理に」とあるのは「決算において費用又は損失として経

算において費用又は損失として経理を」と、第百八十四条第五項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により読み替えられた第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）中「法第百四十四条の六第一項（確定申告）の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、第百三十一条の二第三項中「賃借料として損金経理」とあるのは「賃借料として決算において費用若しくは損失として経理」と、「償却費として損金経理」とあるのは「償却費として決算において費用又は損失として経理」と、第百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度の月数（一括償却資産を事業の用に供した日の属する法第百四十四条の四第一項又は第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間にあつては、これらの期間を一事業年度とみなさない場合の当該事業年度の月数）」と読み替えるものとする。

三 省略

2 省略

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）

第二百二十二条 法第百五十条の三第一項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十第一項（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十三第一項（株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十六第一項（一定のヘッジ処理に係る個別計算

理することに」と、「損金経理を」とあるのは「決算において費用又は損失として経理を」と、第百八十四条第五項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により読み替えられた第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）中「法第百四十四条の六第一項（確定申告）の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、第百三十一条の二第三項中「賃借料として損金経理」とあるのは「賃借料として決算において費用若しくは損失として経理」と、「償却費として損金経理」とあるのは「償却費として決算において費用又は損失として経理」と、第百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度の月数（一括償却資産を事業の用に供した日の属する法第百四十四条の四第一項又は第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間にあつては、これらの期間を一事業年度とみなさない場合の当該事業年度の月数）」と読み替えるものとする。

三 同上

2 同上

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）

第二百二十二条 法第百五十条の三第一項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十第一項（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十三第一項（株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十六第一項（一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十七第一項（一定の利益の配当に係る個別計算

所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十七第一項（一定の利益の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十八第一項（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五十五条の二十九第一項（資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五十五条の三十一第一項（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の三十五第四項（調整後対象租税額の計算）、第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国際最低課税額の特例）、第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）、第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）、第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）又は第百五十五条の五十五第三項（収入金額等に関する適用免除基準）若しくは同条第五項及び第六項の規定その他財務省令で定める規定とする。

2 法第百五十条の三第三項に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第一項、第百五十五条の二十六第一項、第百五十五条の二十七第一項又は第百五十五条の三十一第一項の規定その他財務省令で定める規定とする。

3 法第百五十条の三第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百五十条の三第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）の最終親会社等（同項に規定する最終親会社等をいう。次号において同じ。）の所在地国（法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。次号において同じ。）の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等の当該各対象会計年度に係る特定多

所得等の金額の計算の特例）（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の二十八第一項（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五十五条の二十九第一項（資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五十五条の三十一第一項（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第百五十五条の三十五第四項（調整後対象租税額の計算）、第百五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国際最低課税額の特例）、第百五十五条の四十四第四項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）、第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）又は第百五十五条の五十一第二項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）の規定その他財務省令で定める規定とする。

2 法第百五十条の三第三項に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第一項、第百五十五条の二十七第一項又は第百五十五条の三十一第一項の規定その他財務省令で定める規定とする。

3 同上

一 法第百五十条の三第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）の最終親会社等（同項に規定する最終親会社等をいう。次号において同じ。）の所在地国（法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。次号において同じ。）の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等の当該各対象会計年度に係る特定多

国籍企業グループ等報告事項等（法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。同号において同じ。）（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。次項において同じ。）である内国法人が法第百五十条の三第一項の規定により提供することとされているものの全部を含むものに限る。）に相当する事項の提供がある場合

二 省 略

4 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が法第百五十条の三第六項の規定の適用を受ける対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に係る前項の規定の適用については、同項各号中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第四条 改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める構成会社等は、次に掲げるものとする。

一 省 略

二 各種投資会社等（新法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この条において同じ。）である構成会社等（新法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち次に掲げるもの

イ ハ 省 略

2 5 10 省 略

11 構成会社等又は共同支配会社等が新法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等を有する場合における次に掲げる金額は、当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とする。

一 改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する収入金額、同号ロに

国籍企業グループ等報告事項等（法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。同号において同じ。）に相当する事項の提供がある場合

二 同 上

4 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。）である内国法人が法第百五十条の三第六項の規定の適用を受ける対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に係る前項の規定の適用については、同項各号中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

附 則

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第四条 同 上

一 同 上

二 各種投資会社等（新法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この条において同じ。）である構成会社等（新法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもの

イ ハ 同 上

2 5 10 同 上

規定する調整後税引前当期利益の額並びに同項第二号イ及びロに掲げる金額

- 二 改正法附則第十四条第三項第一号イに規定する合計額、同号ロに規定する税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額及び税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額並びに同項第二号イ及びロに掲げる金額
- 省 略

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第四条の二 特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）に属する構成会社等である内国法人が改正法附則第十六条第三項の規定の適用を受ける対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に係る法人税法施行令第二百十二条第三項の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、同条第三項第一号中「法第五十条の第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年以内」とあるのは「令和八年六月三十日まで」と、「同項」とあるのは「法第五十条の第三項」と、「の当該」とあるのは「の同項の」と、同項第二号中「法第五十条の第三項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過する日」とあるのは「令和八年六月三十日」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中法人税法施行令第四条の三の改正規定及び次条の規定 令和六年十月一日
- 二 第一条中法人税法施行令第七十八条の二第一項の改正規定 令和七年一月一日
- 三 第一条中法人税法施行令第七十三条の二第一項及び第七十七条の三の改正規定、同令第七十七条の四を削る改正規定並びに同令第二百二条第一項第二号の改正規定並びに附則第四条、第十条及び第十一条の規定

11|
同
上

公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

（適格組織再編成における株式の保有関係等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第四条の三第十二項の規定は、令和六年十月一日以後に行われる現物出資について適用し、同日前に行われた現物出資については、なお従前の例による。

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第五条第一項第十号ホの規定は、法人のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（特定公益信託の要件等に関する経過措置）

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法第三十七条第六項の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第七十七条の四第三項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（当該特定公益信託が第二号に掲げるものをその目的とする公益信託である場合を除き、当該特定公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。次項において同じ。）」と、同条第四項中「証明がされた公益信託の第一項各号」とあるのは「公益信託の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）第一条の規定による改正前の法人税法施行令（次項において「旧令」という。）第七十七条の四第一項各号（特定公益信託の要件等）」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「旧令第七十七条の四第二項」とする。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第五条 新令第七十九条第五号及び第九号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に法人税法第七十四条第一項の規定

による申告書の提出期限が到来する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

〔短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置〕

第六条 新令第百十八条の六第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2| 新令第百十八条の七第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3| 改正法附則第九条第二項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する改正事業年度終了の時から継続して新令第百十八条の七第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産とする。

〔移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する経過措置〕

第七条 新令第百十九条の三第十一項、第十四項及び第十五項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

〔外国法人税の範囲に関する経過措置〕

第八条 新令第百四十一条第二項及び第三項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

〔法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正〕

第九条 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附
則

附
則

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第三条 省 略

- 2 法人が、平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）においてその有する減価償却資産（新令第四十八条の二第二項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として新令第四十八条の二第二項第二号ロに規定する定率法（以下この項及び次項において「定率法」という。）を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条（減価償却資産の法定償却方法）の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該改正事業年度（次項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得をされた資産とみなして、次項並びに法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）、第四十八条の三（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）及び第五十五条第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。
- 3 法人が、平成二十四年四月一日の属する事業年度においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該事業年度の新法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する新法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に規定する事業年度以後の各事業年度における法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第五項の規定の適用については、その減価償却

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第三条 同 上

- 2 法人が、平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）においてその有する減価償却資産（新令第四十八条の二第二項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として新令第四十八条の二第二項第二号ロに規定する定率法（以下この項及び次項において「定率法」という。）を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条（減価償却資産の法定償却方法）の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該改正事業年度（次項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の同日以後の期間内に減価償却資産の取得をするときは、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得をされた資産とみなして、次項並びに法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）、第四十八条の三（適格分社型分割等があった場合の減価償却資産の償却の方法）及び第五十五条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。
- 3 法人が、平成二十四年四月一日の属する事業年度においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して新令第五十三条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により新令第四十八条第一項に規定する償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含む。）において、当該事業年度の新法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（同日の属する新法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に規定する事業年度以後の各事業年度における法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第四項の規定の適用については、その減価償却

資産（新令第四十八条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に規定する事業年度において同条第五項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、同日以後に取得をされた資産とみなす。

一三 省略

4 省略

5 法人が平成二十四年三月三十一日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額（当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第五十五条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとなる減価償却資産（当該法人が当該資産につき当該事業年度において第三項の規定の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第五項の規定の適用については、当該減価償却資産は、同日以前に取得をされた資産に該当するものとする。

6・7 省略

（地方自治法施行令の一部改正）

第十条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	事 務
省 略	省 略
所得税法施行令（昭和四十年政令第 省 略	

資産（新令第四十八条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に規定する事業年度において同条第五項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は、同日以後に取得をされた資産とみなす。

一三 同上

4 同上

5 法人が平成二十四年三月三十一日の属する事業年度の同日以前の期間内に減価償却資産について支出した金額（当該事業年度が改正事業年度である場合には、経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第五十五条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の翌事業年度開始の時に取得したものとなる減価償却資産（当該法人が当該資産につき当該事業年度において第三項の規定の適用を受ける場合における当該資産を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税法施行令第四十八条の二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十八条の三及び第五十五条第四項の規定の適用については、当該減価償却資産は、同日以前に取得をされた資産に該当するものとする。

6・7 同上

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 同上

政 令	事 務
同 上	同 上
同 上	同 上

戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 支給法施行令（昭 和四十年政令第百 八十三号）	省 略
省 略	省 略

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七十七条の四第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項の規定は、なおその効力を有する。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 省 略

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	第七十七条の四第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
同 上	同 上
同 上	同 上

附 則

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 同 上

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対

して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、同条第八号タに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。